

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「放課後児童健全育成事業所に置かれた日から12月」を「その者の研修計画が定められた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

放課後児童支援員に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。